



ひまわり

花みずき



BEST MANAGEMENT

公認会計士・税理士
経営コンサルタント

安 蒜 俊 雄

〒271-0046

松戸市西馬橋蔵元町93

Phone: 047(341)8811

Fax: 047(341)8080

7月

(文月) JULY

21日・海の日

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

ワンポイント iDeCo+ (イデコプラス)

中小企業の事業主が、iDeCoに加入している従業員の掛金に上乘せして、掛金を拠出できる制度。本制度を利用するには、企業型確定拠出年金などの企業年金を実施していない従業員300人以下の中小企業であることが要件。事業主掛金は全額損金算入でき、加入者掛金は全額が所得控除の対象となります。

7月の税務と労務

- 国 税／6月分源泉所得税の納付 7月10日
- 国 税／納期の特例を受けた源泉所得税（1月～6月分）の納付 7月10日
- 国 税／所得税予定納税額の減額承認申請 7月15日
- 国 税／所得税予定納税額第1期分の納付 7月31日
- 国 税／5月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）、11月決算法人の中間申告 7月31日
- 国 税／8月、11月、2月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 7月31日
- 地方税／固定資産税（都市計画税）第2期分の納付 市町村の条例で定める日
- 労 務／社会保険の報酬月額算定基礎届 7月10日
- 労 務／労働保険料（概算・確定）申告書の提出、納付（全期・第1期分） 7月10日
- 労 務／障害者・高齢者雇用状況報告 7月15日
- 労 務／労働者死傷病報告（4月～6月分） 7月31日

令和7年度税制改正 ～所得税関係～ 年収の壁とは？

昨今、「103万円の壁」という言葉が頻繁に新聞・テレビやインターネットで取り上げられてきました。103万円とは、給与所得控除の55万円と所得税の基礎控除である48万円を合計した金額であり、給与収入に係

る所得税の非課税限度額を示したものです。

パート・アルバイト従業員が、所得税が発生することを避けるため、年間の給与収入が103万円を超えないよう勤務時間の調整を図ることは、どの職場でも広く行われてきました。103万円の壁の存在が職場の人手不足の要因になっているとの指摘もあり、様々な議論の結果、令和7年度税制改正で見直しが行われたのです。

給与所得の収入金額については、103万円のほか、106万円・130万円・150万円・201万円についても税金や社会保険料負担が生じる壁があります。今回は、これらの壁の種類と103万円の壁の改正内容をみていきます。

103万円の壁とは？

103万円は所得税の非課税限度額です。妻がパート・アルバイト従業員、夫（扶養者）が会社員の例で説明すると、令和6年までは、妻の給与の年間収入金額が103万円以下（合計所得金額48万円以下）であれば、

妻は所得税が課税されることはありませんでした。

また、夫の合計所得金額に比べて、38万円から13万円（妻が70歳以上の場合は48万円から16万円）の配偶者控除を、夫が適用することができました。

106万円の壁とは？

106万円は社会保険加入の基準となる金額です。従業員数51人以上の企業で働くパート・アルバイト従業員で、週の所定労働時間が20時間以上かつ給与の年間収入金額が106万円以上となった場合などに、社会保険の加入義務が生じます。

健康保険料や厚生年金保険料の負担が生じると、給与の手取り金額が減るため、所得税の103万円の壁と同様、パート・アルバイト従業員が労働時間の調整を行い、結果的に人手不足の原因になっているとの指摘があります。

130万円の壁とは？

130万円も社会保険に関する基準となる金額です。給与の年間収入金額が130万円を超

えた場合は、106万円の壁と異なり、勤務先の規模などに関わらず、全ての人に国民健康保険や国民年金の加入義務が生じます。

150万円 201万円の壁とは？

150万円と201万円の壁は税金の壁です。前述の、妻がパート・アルバイト従業員、夫（扶養者）が会社員の例で、令和6年までの金額基準をみていきます。この場合、妻の給与の年間収入金額が103万円を超えた場合、夫は所得税の配偶者控除は適用できませんが、妻の合計所得金額と夫の合計所得金額に比べて、38万円から1万円までの配偶者特別控除を、夫が適用することができました。

配偶者特別控除は妻の合計所得金額に応じて、満額である38万円から順次減額されますが、150万円は、配偶者特別控除を満額適用することができなくなる妻の給与の年間収入金額を指したものです。そして201万円は、配偶者特別控除そのものが適用できなくなる金額です。

令和7年度税制改正による 年収の壁の変更点

令和7年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の軽減と就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除額と給与所得控除の最低保障額が、それぞれ10万円引き上げられました。令和7年分以降の給与所得控除額は、「表1」とおりです。

これに加えて、基礎控除の上乗せが行われます。具体的には、令和7年分と8年分の所得税については、「表2」とおり、合計所得金額655万円（給与収入850万円）以下の場合に4段階で控除額の上乗せ（加算）を行い、令和9年分以降については、「表3」とおり、合計所得金額132万円（給与収入200万円）以下の場合に37万円の上乗せをすることとなりました。

以上の改正が行われた結果、103万円であった所得税の非課税限度額は160万円（一般的な社会保険料支払いがある場合は188万円）に引き上げられました。

まとめ

今後、社会保険加入の基準も順次見直されていくことが想定されています。働き手の側も、雇用する側も、年収の壁をめぐる今後の改正には、十分配慮していく必要があります。

【参考資料】
財務省
パンフレット
「令和7年度
税制改正」



【表1】給与所得控除の額（令和7年分以降）

給与等の収入金額	給与所得控除の額
190万円以下	65万円
190万円超 360万円以下	収入金額×30%+8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%+44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10%+110万円
850万円超	195万円（上限）

【表2】基礎控除額（令和7年分・同8年分）

合計所得金額	基礎控除額	上乗せ額（特例部分）	基礎控除額合計
132万円以下	58万円	37万円	95万円
132万円超 336万円以下		30万円	88万円
336万円超 489万円以下		10万円	68万円
489万円超 655万円以下		5万円	63万円
655万円超 2,350万円以下		-	58万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円	-	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	-	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	-	16万円
2,500万円超	0	-	0

【表3】基礎控除額（令和9年分以降）

合計所得金額	基礎控除額	上乗せ額（特例部分）	基礎控除額合計
132万円以下	58万円	37万円	95万円
132万円超 2,350万円以下		-	58万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円	-	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	-	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	-	16万円
2,500万円超	0	-	0

大阪・関西万博に係る費用の取扱い

4月から10月まで、大阪・関西万博が開催されています。開催に当たっては、多くの個人、企業、団体から出展・出店や協賛がされています。出展・出店をする企業等（出展企業等）については、施設の建設や運営維持管理、会期後の撤去解体費用などが発生します。また協賛企業等については、資金提供や施設・物品等の提供などの費用が発生します。

これらの費用について、税務上はどのような取り扱いになるのでしょうか。

出展企業等について、出展などに係る建設費などは、万博の開催期間を基礎として期間配分することになります。ただし、万博終了後も引き続き事業の用に供することが明らかな資産については、減価償却を行うことになります。

運営費などについては、支出の都度、損

金の額に算入します。撤去費用については撤去の日の属する事業年度の損金の額に算入します。

協賛企業等が資金提供による協賛を行った場合、協賛に係る契約締結日から万博の閉会日である10月13日までを基礎として期間配分して損金の額に算入します。

協賛企業等が施設や物品等を提供するために支出する費用については、協賛期間または、施設・物品を提供した日から万博閉会日までの期間を基礎として期間配分し損金の額に算入します。また、施設や物品等が無償貸与する場合、その施設や物品については通常の減価償却により損金の額に算入します。搬入や据付費などは協賛期間を基礎として期間配分し損金の額に算入します。撤去費用については、撤去の日の属する事業年度の損金の額に算入します。

自社の従業員を運営スタッフなどで派遣する場合は、派遣者に対する給与であることから、通常の給与と同様に支出の都度損金の額に算入します。

7月の税務ピックアップ

所得税の予定納税

その年の5月15日現在で確定している予定納税基準額が15万円以上の人は、特別農業所得者を除き、予定納税基準額の3分の1の金額を、7月（第1期）と11月（第2期）に納税します。これを予定納税といいます。

予定納税基準額は、本年5月15日現在で確定している前年分の申告納税額が、そのまま予定納税基準額になるのが原則です。ただし、譲渡所得や一時所得、退職所得などが含まれている場合などは、調整計算が行われます。また、前年分の所得税について災害減免法の規定の適用を受けている場合は、その適用がなかったものとして、予定納税基準額の計算を行います。

なお、廃業などにより本年分の申告納税見積額が予定納税基準額より少なくなると見込まれるなどの場合には、予定納税額の減額を求めることができます。

親名義の建物に 子供が増築したら

親名義の建物に子供が増築した場合、税務上はどのような取り扱いになるのでしょうか。

この場合、増築部分は建物の所有者である親の所有物になりますので、親が子供に対して対価を支払わないと、親は子供から増築資金相当額の利益を受けます。ただし、贈与税が課税され

た増築資金に相当する建物の持分を親から子供へ移転させて共有とすれば、贈与税は課税されません。

この場合における親から子供への建物の持分の移転は、親から子供に対する譲渡になり、譲渡利益が生じる場合は譲渡所得の課税対象となります。

なお、共有とするための譲渡であり親子間の譲渡であることから、居住用財産を譲渡した場合の特例は適用できません。